

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の公募開始について

～日本初となる官民共同出資会社を活用したウォーターPPP※の取組み～

1 目的

ガス、水道、簡易水道及び下水道事業の4事業の運営を、今後も安定的に継続していくため、行政と民間が連携して公共サービス提供や課題解決を行う「官民連携事業」を導入する。

2 ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 基本方針 (令和6年9月公表)

新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」と、上下水道事業は「包括委託」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていく。

3 ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の必要性 (職員の技術継承が一番の課題)

1	職員体制の課題	・職員の多くが50代であり、技術の継承と人材の確保が難しい状況。後継者の育成が喫緊の課題である。
2	収益状況の課題	・人口減少に伴う長期的な収益減少が見込まれる。
3	施設状況の課題	・ガス・水道の管路の老朽化が進行している。技術職員も減少し、適切な維持管理や更新を行う体制の維持・強化が必要である。
4	ガス上下水道事業の一体性の確保	・現状では、4事業一体でのワンストップサービスを提供しており、事業効率化やサービス水準の維持が図られていることから、この運営方式の継続が必要である。

4 官民共同出資会社を設立する目的

- ・広範囲の業務を委託することになるため、市職員の業務への関与が少なくなる。
- ・上下水道事業は包括委託のため、市に最終責任が残る。災害対応や委託業務のモニタリングのため、一定程度の現場知見や経験が必要となる。
- ・このような課題に対応するため、通常の民間会社ではなく、官民共同出資会社を設立し、市職員の派遣を通して技術力の維持を図る。

※ウォーターPPP…水道や下水道等の水分野で、地方公共団体と民間企業がパートナーシップを組み、施設の管理・運営を長期的な契約で行う官民連携手法。令和5年6月に内閣府が公表した「PPP/PFIアクションプラン」で国が導入拡大を明記している。

5 事業概要

(1) 事業開始日

令和9年4月1日から

※ガス事業は令和9年4月1日付で官民共同出資会社へ譲渡する。

(2) 基本運営方針

ア 本事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。

イ インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。

ウ ガス上下水道事業での市民サービスにおける、一体的な業務体制を維持すること。

(3) ガス事業譲渡における要請事項

ア 料金・お客様サービスについて

ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後3年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。

イ 地元のガス関係企業等の処遇について

市の入札参加資格のあるガス本管工事業者について、譲渡後も工事を担当できる資格を付与するなどの措置を講じること。また、事業譲渡時のガス供給施設指定工事事業者を指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。

ウ 行政との連携について

ガス上下水道事業一体でのサービス提供の維持のため、平常時から行政との密接な連携・協力を図ること。また、ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注に努めること。

(4) 上下水道事業包括委託における基本的な考え方

ア 既存の委託業務に加え、今まで直営で行ってきた「料金関係業務」「水道施設管理業務」「更新工事業務」等を業務範囲に加え、包括的に委託する。

イ 従来の「仕様発注」から「性能発注[※]」に転換し、より民間の裁量が生かせる形に変更する。

ウ 官民共同出資会社によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを実施し、要求水準書の項目に沿った事業が行われているか随時チェックする。また、定期的な打合せにより委託業務状況の把握及び共有を図る。

エ 災害対応は、現場の一次対応を官民共同出資会社が実施し、全体的な統括は市が実施する。

オ 定期的に要求水準書の見直しを行う規定を設け、当初想定外の事項への対応や実態に合わせた形態への転換を行う。

※性能発注…必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示し、その性能・水準を満たすための詳細な手段や方法は問わない発注方式

(5) 官民共同出資会社の概要

ア 設立に関する事項

①組織の設立

- ・令和8年7月に会社法に定める株式会社として官民共同出資会社を設立する。

②組織の運営

- ・官民共同出資会社の経営については、出資企業が主体となって行うものとし、ガス事業によって得た収益と市から受託する上下水道事業包括委託の委託費を主な原資として経営する。市は、上下水道事業包括委託の委託費を除き、その他費用は負担しない。

イ 組織概要

①会社名（商号）

- ・会社名は、出資企業が立案し、市と協議の上決定する。

②主たる事業所

- ・糸魚川市内に置く。

③資本金

- ・出資企業の提案による。

④出資構成

- ・出資割合は、市が3～10%、出資企業が90～97%を出資する。
- ・市からの出資上限額は、50,000千円程度を想定する。

⑤機関構成

- ・取締役会及び監査役設置会社とし、会計監査人を設置する。

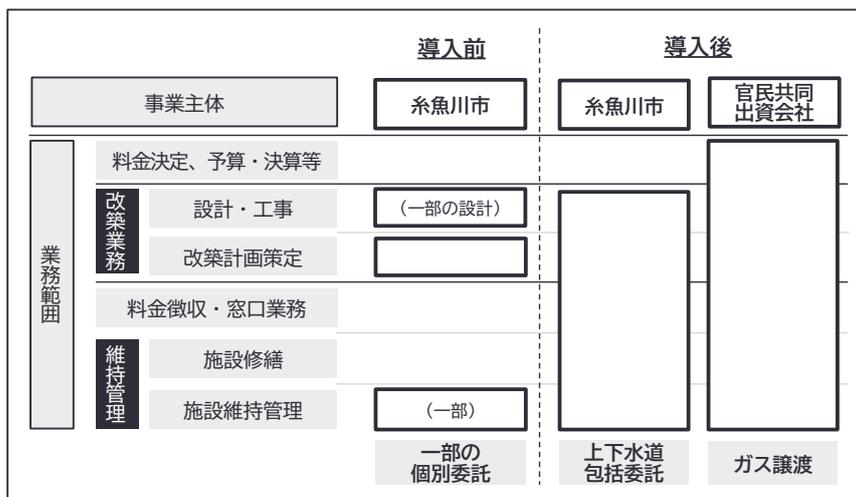
⑥従業員

運営に必要な人員は、市からの職員派遣の人数を勘案しつつ、出資企業が確保する。

⑦官民共同出資会社の資金調達

- ・市は、官民共同出資会社が行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

(6) 業務範囲のイメージ



(7) 市から官民共同出資会社への職員の派遣

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく退職派遣制度により、業務の適切な引継ぎ及び市における災害等に対応するために必要な技術力を維持することなどを目的として、市職員を官民共同出資会社に派遣する。

(8) 優先交渉権者の募集及び選定

ア 募集及び選定方法

優先交渉権者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式により行う。

イ 募集及び選定スケジュール

時期	内容
令和7年10月3日（金）	募集公告及び募集要項等の公表
令和8年1月16日（金）	提案書類の受付締切
令和8年2月上旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和8年2月中旬	審査結果通知
令和8年2月下旬	優先交渉権者選定及び審査結果の公表
令和8年3月	基本協定・株主間協定の締結

ウ 審査及び選定手続

優先交渉権者の選定は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された事業者選定委員会において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

6 今後のスケジュール

令和7年度	・プロポーザル公募開始 ・優先交渉権者の選定	(10月) (2月)
令和8年度	・業務の引継ぎ ・官民共同出資会社の設立 ・ガス事業譲渡等に関する議案提出	 (7月) (9月)
令和9年度	・ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の開始	(4月)

7 問合せ先

糸魚川市ガス水道局 経営係

電話番号025-552-1540 内線番号：6222